

「統計データ・アーカイブ」の今後の検討方向について

平成 25 年 3 月 26 日

総務省政策統括官室（統計基準担当）

今後の検討方向のイメージとしては、次のように考えられる。

【第一段階】

「統計データ・アーカイブ」に期待されている複数の機能とそれぞれの機能に関する視点を整理し、当該視点ごとに、現状や環境、ニーズなどを総合勘案した上で焦点を設定する。

（概要）

これまでの検討により、「統計データ・アーカイブ」に期待されている機能は統計データの利用支援を目的とする収集・整理・保管、統計機関相互のデータ共有・連携、ユーザーへの提供に大別できるのではないかと考えられる。このそれぞれについて基本計画や当研究会における調査や検討の結果、様々な視点があることが認識された。これを踏まえ、議論を拡散させずに検討を進めるために、視点ごとに焦点を整理する。（イメージ 別添参照）

【第二段階】

第一段階で設定した焦点について、平成 25 年度中に行う基本計画の変更の際に、当該計画に「統計データ・アーカイブ」に係る具体的な取組を盛り込むことを目標として、当面検討を深めるものを絞り込む。

(別添)「統計データ・アーカイブ」に期待される機能に係る視点の整理と今後の検討の焦点及び方向性

(1) 統計データの収集、整理、保管

機能	視点	検討の焦点	方向性
a 収集、整理、保管	a-1 一元化された専門機関の設置。	○ 焦点は、機関設置の意義・目的の整理と現行制度との関係の整理ではないか。	○ 現在の分散型統計システムを前提とすれば、機関の活動の対象は(現用のデータではなく)史料価値のある統計データであるとして構想することが自然。典型的なアーカイブ機関の構想として論ずることになるのではないか。 ○ 機関設置は短期間で成案に至る環境ではないのではないか。理想的将来像の一つとしての位置づけになるか。 ○ 統計データを適切に収集、整理、保管すること自体の重要性は自明。(a-2)の視点へ。
	a-2 適切な収集、整理、保管の確保。	○ 現在の収集、整理、保管に関する取組の問題点と対処方策ではないか。(収集、整理、保管)。	○ アーカイブ機関による一括管理を将来像の一つとするのであれば、各行政機関の取組についてどのように統一性の確保をすべきか検討するのではないか。 ※ なお、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成23年3月28日付け総務省政策統括官(統計基準担当)決定)で、電磁的に記録した調査票情報や関連ドキュメントについては永年保存として管理する方針が示されているように、アーカイブ以外のアプローチからもこの問題への取組がなされていることに留意。

(2) 統計機関相互のデータ共有・連携

機能	視点	検討の焦点	方向性
b 共有・連携	b-1 共有による活用、特に統計調査の重複是正	○ 当初目的以外の行政機関による統計データ活用の環境の整備。 ○ 本格運用を開始した「事業所母集団データベース」の活用を如何にすすめるかの問題が大きいのではないか。	○ 統計データ・アーカイブ固有の問題ではないのではないか。メタデータ整備、データ形式の統一等の課題であれば、a-2の視点に係る検討の一環として扱ってよいのではないか。他方、事業所母集団データベースの活用については、当該データベースの課題として整理してはどうか。

	b-2 連携による国民への統計データの提供のワンストップ化。	○ 現在、e-Stat によりかなり実現しているが、その上に必要なニーズは何か。	○ 統計データ・アーカイブの固有の問題ではなく、統計表の提供については e-Stat の課題、その他は統計データのいわゆる「二次的利用」の促進の取組として整理してはどうか。 （ちなみにオーダーメイド集計及び匿名データの提供については、各府省において受付を実施しているものがあるほか、事務が全部委託された統計調査に関するものについては、（独）統計センターに国民への提供の窓口の一元化が図られている。）
--	--------------------------------	--	--

（３）ユーザーへの提供

機能	視点	検討の焦点	方向性
c 提供	c-1 セキュリティの十分な場所での提供の確保。	○ 現在検討しているオンサイト利用をどう考えるか。	○ オンサイト利用の仕組みの構築はそれ自体を一つの重要課題として考えてよいのではないか。 ○ 統計データ・アーカイブという論点から見る限り、アーカイブによる将来の「統計データの提供」は、オンサイト利用の実績を踏まえて考え方を整理することとすべきではないか。
	c-2 データの格付け	○ 提供する統計データに求められるセキュリティレベルごとに、提供する際の目的や資格に関する制約を柔軟にする必要があるのではないか。	○ 統計データ・アーカイブの固有の問題ではなく、統計データのいわゆる「二次的利用」の促進に係るものとして扱ってよいのではないか。 ○ 統計データ・アーカイブという論点から見る限り、アーカイブによる将来の「統計データの整理（及び提供）」は、二次的利用における取組の実績を踏まえて考え方を整理することとすべきではないか。

【参考】「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）
（統計データ・アーカイブ関係部分の抜粋）

第 1 公的統計の整備に関する基本的な方針

3 施策展開に当たっての基本的な視点

（3）統計データの有効活用の推進

（略）

匿名データ等有効なデータを蓄積し、学術研究等の目的での匿名データ等の利用の便を図るための基盤として、統計データ・アーカイブ^{（注 1）}を整備することも必要である。

（注 1）統計調査の調査票情報から作成された匿名データ等を収集、整理、保管し（統計調査の調査票情報を含める場合もある。）、学術研究等の目的で匿名データ等を提供する機関をいう。

第 3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

4 統計データの有効活用の推進

（2）統計データ・アーカイブの整備

イ 取組の方向性

限られた統計リソースの効率的、効果的な活用を図る観点から、統計データ・アーカイブは、基本的には一つの機関に集約することとし、この機関にどのような機能を持たせるか、調査票情報まで蓄積すべきか等の詳細については引き続き検討する。その際、政令指定法人、学会等の協力を得て、統計データ・アーカイブの検討を行う。

別表：今後 5 年間に講ずべき具体的施策

○ 統計データ・アーカイブの整備に向け、以下の取組を実施する。

- ・ 各府省、統計センター、学会等の協力を得て、検討会議を設置し、統計データ・アーカイブの整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲や保存方法を検討し、結論を得る。
- ・ 調査票情報の提供、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方についても併せて検討し、結論を得る。

担当府省：総務省

実施時期：平成 25 年度までに結論を得る。